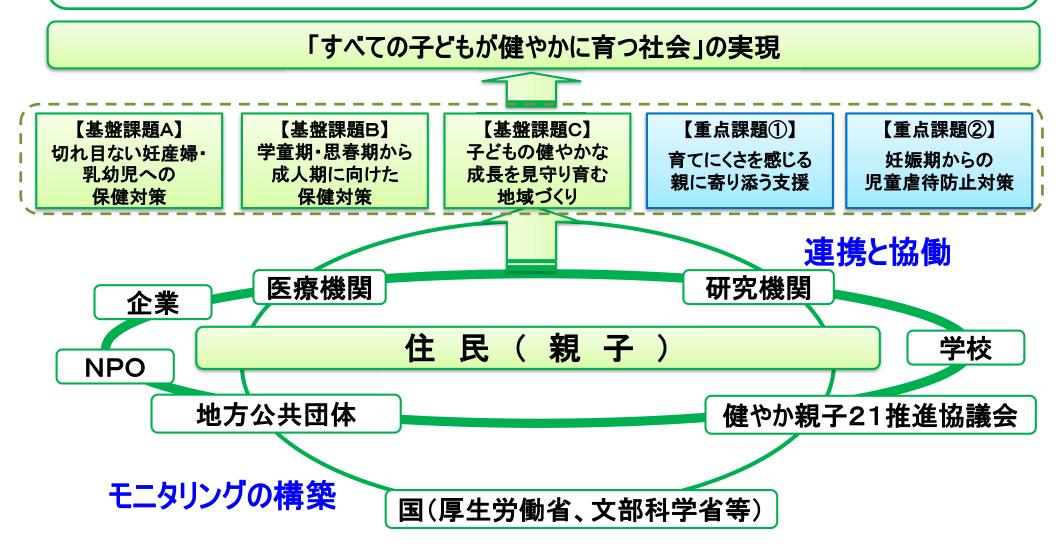
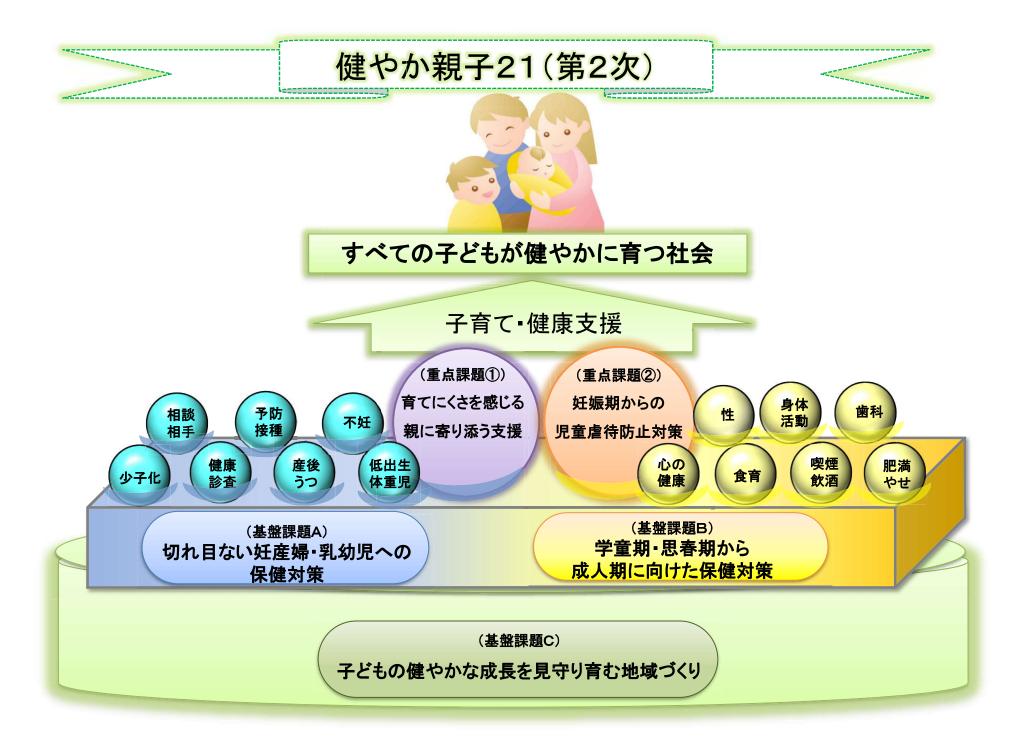


資料4-1

- 〇 関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動計画
- 21世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標を示したもの
- 第1次計画(2001年~2014年)・第2次計画(2015年度~2024年度)

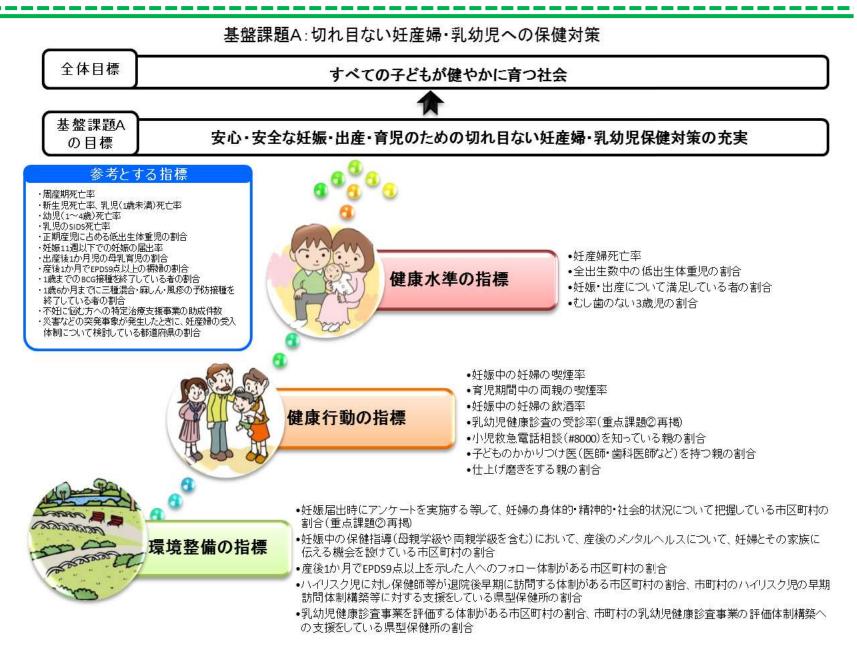




「健やか親子21(第2次)」における課題の概要

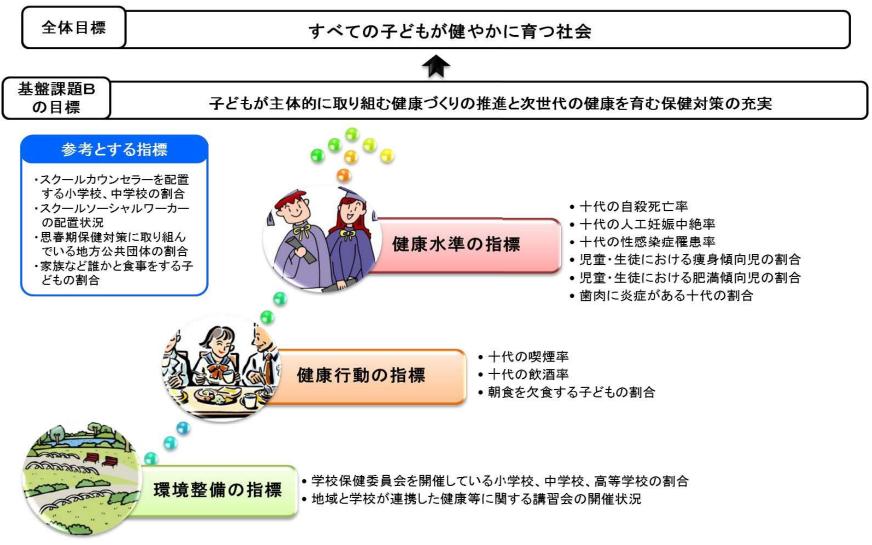
課題名		課題の説明
基盤課題 A	切れ目ない妊産婦・ 乳幼児への保健対策	妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関 連機関間の有機的な連携体制の強化や、情報の利活用、母子保健事業の評価・分析体 制の構築を図ることにより、切れ目ない支援体制の構築を目指す。
基盤課題 B	学童期・思春期から 成人期に向けた保健 対策	児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・ 向上に取り組めるよう、多分野の協働による健康教育の推進と次世代の健康を支える社 会の実現を目指す。
基盤課題 C	子どもの健やかな成 長を見守り育む地域 づくり	社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支え ていく地域づくりを目指す。具体的には、国や地方公共団体による子育て支援施策の拡 充に限らず、地域にある様々な資源(NPOや民間団体、母子愛育会や母子保健推進員 等)との連携や役割分担の明確化が挙げられる。
重点課題 ①	育てにくさを感じる親 に寄り添う支援	親子が発信する様々な育てにくさ ^(※) のサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに 寄り添う支援の充実を図ることを重点課題の一つとする。 (※)育てにくさとは:子育てに関わる者が感じる育児上の困難感で、その背景として、子 どもの要因、親の要因、親子関係に関する要因、支援状況を含めた環境に関する要因な ど多面的な要素を含む。育てにくさの概念は広く、一部には発達障害等が原因となって いる場合がある。
重点課題 ②	妊娠期からの児童虐 待防止対策	児童虐待を防止するための対策として、①発生予防には、妊娠届出時など妊娠期から 関わることが重要であること、②早期発見・早期対応には、新生児訪問等の母子保健事 業と関係機関の連携強化が必要であることから重点課題の一つとする。

基盤課題A 目標達成に向けたイメージ図

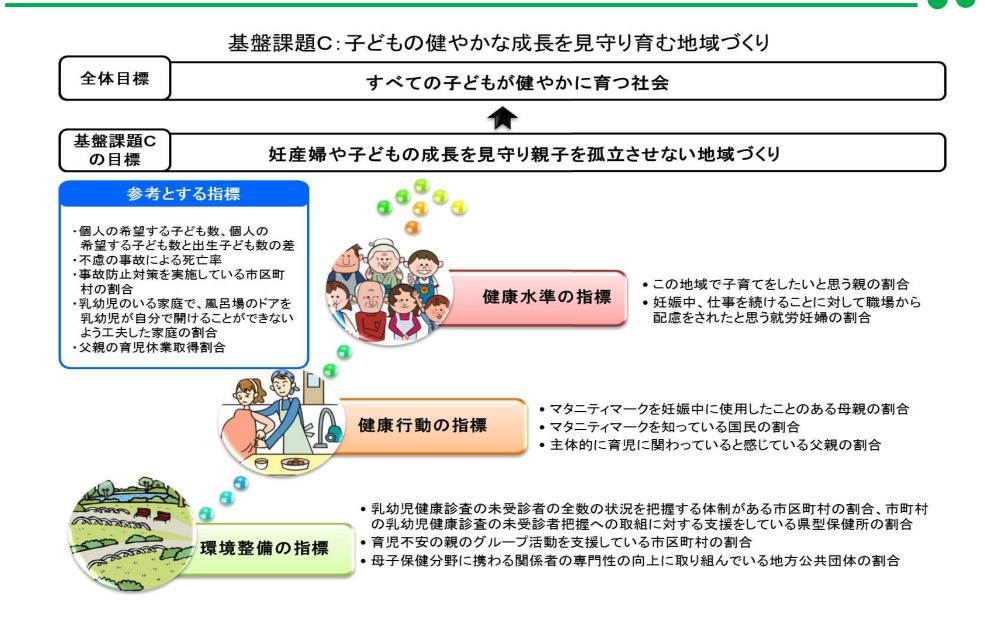


基盤課題B 目標達成に向けたイメージ図

基盤課題B:学童期・思春期から成人期に向けた保健対策



基盤課題C 目標達成に向けたイメージ図



成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年法律第104号) ※ 2018年12月14日公布

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要 な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、<u>成育医療等の提供に関する施策に関し、</u> <u>基本理念を定め</u>、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の<u>責務等を明らかにし</u>、並びに<u>成育医療等基本方針の策定</u> <u>について定める</u>とともに、成育医療等の提供に関する<u>施策の基本となる事項を定める</u>ことにより、成育過程にある者及び その保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための<u>施策を総合的に推進する。</u>

主な内容

○基本理念

- ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを 保障される権利の尊重
- ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した 成育医療等の切れ目ない提供
- ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく 適切な成育医療等の提供
- ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況 にかかわらず安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備
- ○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務
- ○関係者相互の連携及び協力

○法制上の措置等

○施策の実施の状況の公表(毎年1回)

- ○成育医療等基本方針の策定と評価 ※閣議決定により策定し、公表する。 ※少なくとも6年ごとに見直す
- ○基本的施策
 - ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
 - ・成育過程にある者等に対する保健
 - ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
 - ・記録の収集等に関する体制の整備等
 - 例:成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録 成育過程にある者が死亡した場合における その死亡の原因に関する情報
 - ・調査研究
- ○成育医療等協議会の設置
 ※厚生労働省に設置
 ※委員は厚生労働大臣が任命
 ※組織及び運営に関し必要な事項は政令で定める。
- ○都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の 成育医療等への配慮義務(努力義務)

施行日

公布から一年以内の政令で定める日(令和元年12月1日)

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針 概要

令和3年2月9日閣議決定

基本的方向 成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、 教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を 図りつつ、その需要に適確に対応し、子どもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程にある者 等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する。

成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

(1) 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療

①周産期医療等の体制 ▶総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備を通じた地域の周産期医療体制の確保 等
 ②小児医療等の体制 ▶子どもが地域において休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制の充実 等
 ③その他成育過程にある者に対する専門的医療等 ▶循環器病対策基本法等に基づく循環器病対策の推進 等

(2) 成育過程にある者等に対する保健

①総論
 ●妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する地域における相談支援体制の整備の推進等
 ②妊産婦等への保健施策
 ▶産後ケア事業の全国展開等を通じた、成育過程にある者とその保護者等の愛着形成の促進等
 ③乳幼児期における保健施策
 ●乳幼児健診等による視覚及び聴覚障害や股関節脱臼等の早期発見及び支援体制の整備等
 ④学童期及び思春期における保健施策
 ▶生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育の推進等
 ⑤生涯にわたる保健施策
 ▶医療的ケア児等について各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築等
 ⑥子育てや子どもを持つ家庭への支援
 ▶地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進等

(3) 教育及び普及啓発

①学校教育及び生涯学習 ▶妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発の学校教育段階からの推進 等 ②普及啓発 ▶「健やか親子21(第2次)」を通じた子どもの成長や発達に関する国民全体の理解を深めるための普及啓発の促進等

(4)記録の収集等に関する体制等

①予防接種、乳幼児健康診査、学校における健康診断に関する記録の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 →PHR ②成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡原因に関する「静の小収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 →CDR 等

(5)調査研究 ▶成育医療等の状況や施策の実施状況等を収集し、その結果を公表・「静岡信することによる、政策的拡応に向けた検討等

(6)災害時等における支援体制の整備 ▶災害時等における授助の支援や液体ミルク等母子に必要となる物資の備蓄及び活用の推進等

(7) 成育医療等の提供に関する推進体制等 ▶各種施策に関する各地域の優良事例の横展開を通じた各地域の施策の向上等

その他の成育医療等の提供に関する施策の推進に関する事項

▶国・地方公共団体は、施策の進捗状況や実施体制等を客観的に評価し、必要な見直しにつなげる P D C A サイクル に基づく取組の適切な実施 等

切れ目なく提供するための施策を総合的に推進成育過程にある者等に対し必要な成育医療等を

予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業【拡充】 R3予算案:1.1億円 (R2予算額:0.6億円)

令和2年度は群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、香川県、高知県の7自治体で実施

0

- 予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review(以下「CDR」という。)) は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家(医療機関、警察、消防、行政関係者等)が、子どもの既 往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予 防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 今般、成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモ デル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、制度化に向けた検討材料とする。
- ■実施主体:都道府県(全国で13箇所程度を想定)※中核を担う医療関係団体等(医師会、医療機関への委託も可)
 ■補助単価(案):11,948千円
 ■補助率(案):国10/10

■事業内容

- OCDR関係機関連絡調整会議: 医療機関、行政機関、警察等と子どもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携 を行うため、関係機関による調整会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。
- OCDRデータ収集・整理等:子どもの死亡に関する情報(医学的死因、社会的原因)を関係機関から収集し、標準化したフォーマット(死亡調査票:厚労科研事業で作成中)に記録。
- <u>O多機関検証委員会(政策提言委員会)</u>:死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識 者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット(死亡検証結果表)に記録する。さらに、都道府県 に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。



予防のための子どもの死亡検証体制整備委託事業【新規】

R3予算案:0.5億円の内数・新規

- 〇本事業については、子どもの死亡検証に係る関係機関との連携など協力体制の構築、情報の収集・管理、 専門家を交えた死因等の検証及びそれを踏まえた子どもの死亡の予防策を都道府県知事へ提言を行う事業を、 モデル事業として試行的に実施し、課題の抽出を行っている。
- 令和3年度においては、引き続き、モデル事業を実施するとともに、国において、令和2年度から既に実施している都道府県が収集したデータや提言を集約することや、都道府県におけるデータの検証に対する技術的支援を実施し、今後のCDRの制度化に向けた検討材料とすることを目的とする。

■実施主体

委託事業として、公募により実施

■事業内容

- (1) 都道府県から収集した事例の集約・整理
- (2)都道府県における検証に対する技術的支援
 ①地域特性の分析を含めた検証手法の確立
 ③都道府県間の情報共有のための会議運営

②地域の実情を踏まえた検証体制整備等への技術的助言 ④都道府県における専門的な人材の育成 など

